

国立大学法人和歌山大学と自衛隊和歌山地方協力本部の連携・協力に関する協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と自衛隊和歌山地方協力本部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源等の活用を図りながら相互に協力し、地域防災に貢献する人材の育成等に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をを行うものとする。

- (1) 地域の防災力向上のための研究・教育に関すること
- (2) 防災に関する知識を有する人材育成に関すること
- (3) その他、前条の目的達成のために必要な事項に関すること

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面により終了の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙のそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和4年6月8日

（連携・協力の推進）

第3条 前条に定める連携・協力を推進するため、定期的な情報交換会を開催するものとする。

2 前条に基づく具体的な取組内容に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

甲 和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人和歌山大学
学長

伊東千尋

（経費）

第4条 第2条に定める連携・協力事項の実施に要する経費は、別段の合意がない限り甲乙それぞれの負担とする。

乙 和歌山県和歌山市築港1-14-6
自衛隊和歌山地方協力本部

本部長 中尾京一

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報及び相手方から「秘密」の旨指定された情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。